

国民健康保険被保険者証が更新されます

現在皆さまのお手元にある有効期限が令和3年3月31日までの国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」)は、
令和3年4月1日から新しい有効期限の被保険者証に切り替えとなります。

■被保険者証を受け取ったら…

新しい被保険者証は3月中に所属の支部組合を通じて交付されます。受け取ったら、氏名・生年月日・住所等に間違いがないかお確かめください。誤りがあった場合には、必ず所属の支部へご連絡をお願いします。

■有効期限について

原則は令和4年3月31日ですが、次のどちらかに該当する場合は有効期限が異なる場合があります。

- ・年度中に75歳になる方…75歳の誕生日の前日
- ・保険料を滞納している方…被保険者証をご確認ください

■被保険者証で“臓器提供の意思表示”ができます

被保険者証の裏面に臓器提供の意思表示欄を設けています。意思表示を記入された方は個人情報保護のため、同封している意思表示記載欄保護シールをご利用ください。

臓器提供意思表示記載欄保護シール

※ このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。

意思表示記載欄保護シール

■古い被保険者証は必ずご返却ください

有効期限が令和3年3月31日までの被保険者証は、**指定された期日までに所属の支部へ必ずご返却ください。**

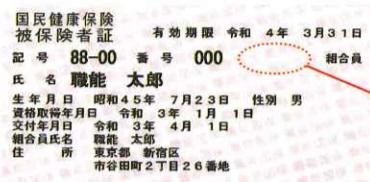
■資格がなくなったとき

当組合の資格を喪失した場合は、**被保険者証は使用できません。**速やかに所属の支部へご返却ください。

■次の場合は手続きが必要です

同一世帯の家族が大学や専門学校等に進学するため親元を離れて下宿や寮で生活する場合、特定の施設等に入所した場合は別途申請が必要です。

詳細についてはお問い合わせください。



(★)
この位置に
2桁の枝番が
印字されます

保険者番号 133249 東京建設職能国民健康保険組合

国民健康保険被保険者証

国保だより

国保組合事務局
TEL 03-3260-6441
FAX 03-3260-7534

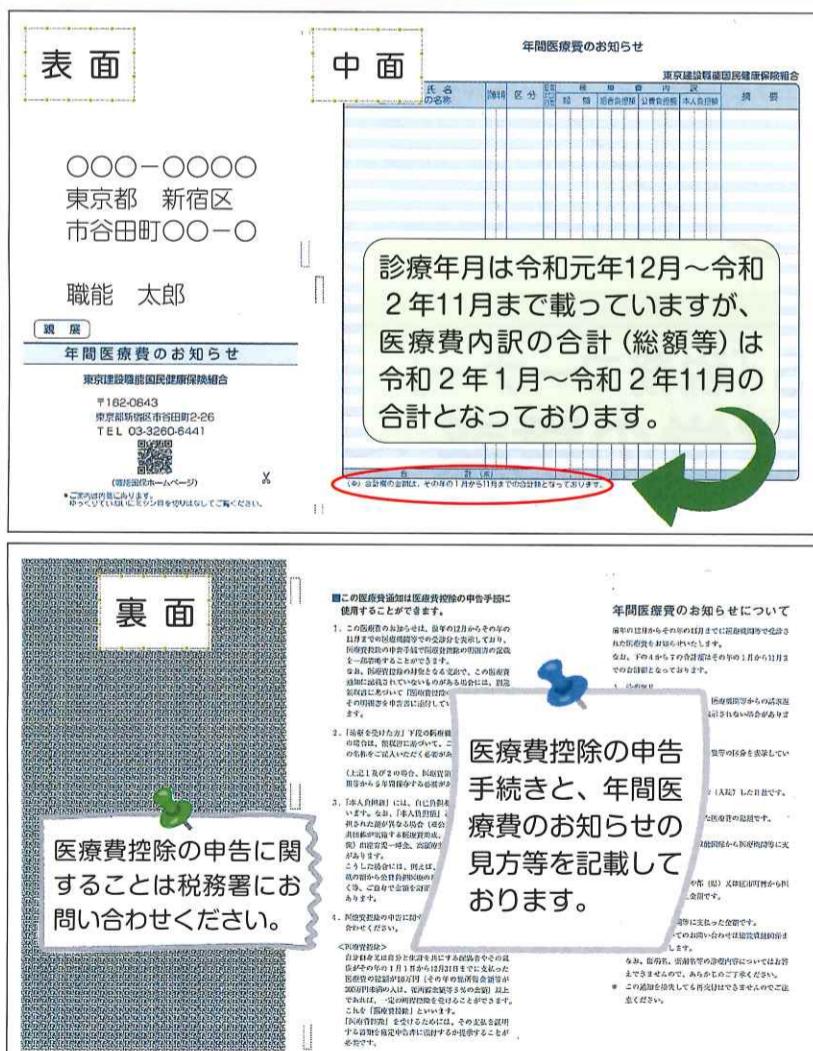
建設職能国保

《加入者数》

組合員	2,392人
家族	2,726人
後期高齢者組合員	154人
計	5,272人

(2020年12月末現在)

1月下旬から年間医療費のお知らせ(医療費通知)をご自宅にお送りします



◆年間医療費のお知らせには下記の事項が記載されております

- ① 受診者氏名
- ② 医療機関の名称
- ③ 診療年月 (令和元年12月～令和2年11月診療分)
- ④ 区分 (外来・歯科等)
- ⑤ 日数または回数
- ⑥ 医療費内訳 (合計額は令和2年1月から令和2年11月の合計)
- ⑦ 医療費控除の申告手続きと医療費のお知らせの見方の説明文

確定申告の際に医療費控除を受ける場合、年間医療費のお知らせを添付することで「医療費控除の明細書」の記載の一部を省略することができます。

なお、明細書の省略をする場合には、必ず下記の注意事項をご確認ください。

(注意事項)

- 年間医療費のお知らせに記載されていないものがある場合(※)には別途領収証に基づいて「医療費の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必要があります。(この場合、医療費の領収書を確定申告の期限から5年間保存する必要があります。)
- 本人負担額の欄には、自己負担相当額が記載されていますが、本人負担額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合は、ご自身で金額を訂正して申告していただく必要があります。
- 年間医療費のお知らせを紛失しても再発行はできませんのでご注意ください。

(※) ■ 令和2年12月診療分(全)

- 医療機関名が空欄
- 区分が柔整
- 医療機関等の請求が遅れている場合
- 薬局等で購入した医薬品 等

年間医療費のお知らせについてのお問い合わせは建設職能国保までお願いします。

(☎: 03-3260-6441)

なお、傷病名、薬剤等の診療内容についてはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

い解あしはでよまとにをて なて調査民率り險
いごりて、きるすをよ利は令調お査。健が國者各
た協まい調な所が原り用、和査りがこの康決かの國
しし力すた査か得、則調しマ3と、義務た險まの均組合
ますほく等つ報報しを情ナ度りめ付め、法す助得
ます。ど場をたが連て行報ンにまでけ、法す助得
おご合提と取携おう連バおす重ら所第(金に被
願理が出き得にりこ携 い。要れ得73國のよ

— 課税標準額の確認についての本人の同意について —
内閣府・総務省告示(※)において、国保組合に対する補助の算定に関する事務は本人の同意は不要とされています。

*行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示(平成29年5月29日内閣府・総務省告示第1号)

被保険者の皆様へ
ご協力を
お願いします

予き 願ましを 対象の皆様には所轄の監督機関から
定まないすま通し申がすしての調査票には所轄の監督機関から
おし、しの申がすしての調査票には所轄の監督機関から
していります。個人事業主は、年間の監督機関から
年事業所の実施につき、年間の監督機関から
重要!組合員資格調査に
ご協力を
お願いします

法人事業所の皆様へ
令和3年度に
実施予定の調査の
お知らせ



令和3年度 国保保険料は据え置き

国保組合は昨年12月の理事会で令和3年度の事業計画について討議し、保険給付〔療養の給付、療養費、高額療養費並びにその他の給付（出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金、出産手当金）〕・保健事業は基本的には令和2年度と同様の内容で実施し、保険料については、被保険者の減少に伴い減収傾向にあるが、医療費が比較的緩やかに推移していることから、令和3年度は3年連続で据え置きの方針とした。

しかし、被保険者の減少による国庫補助金の減収は財政的に着実に響いており、また、次々と登場している高額新薬と先進医療の開発は、これまでにない広がりと不安定さで医療費急騰のリスクを強めている。

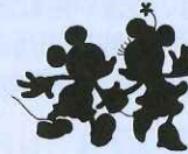
理事会では、令和2年度の決算の結果と令和3年度前半の医療費の動向を注視し、状況によっては令和4年度以降の保険料について検討せざるを得ないと考えています。今年も皆さんの御協力をお願いします。



交通事故等のケガ・お仕事中のケガは
職能国保へ届け出を!!



東京ディズニーリゾート・
コーポレートプログラム利用券



お得にディズニーの
世界に行きませんか

※ 今年度のお申し込みを
受け付けております

保険料は**期日内**に
納めましょう